

南房総市定例記者会見

日時 令和2年12月24日（木）

午前10時30分

場所 市役所本庁舎 本館2階 第1会議室

【会見項目】

- 1 避難行動要支援者名簿の見直しと安否確認訓練の実施
- 2 小向ダムの湧水に伴う事業者向け説明会を開催
- 3 新型コロナウイルス対応中小企業向け給付金（第3弾・4弾）

【その他】

- 1 温泉組合マスクケースについて
- 2 1月の行事予定

【次回の記者会見日時】

日時：令和3年1月28日（木） 午前10時30分から

場所：市役所本庁舎 本館2階 第1会議室

南房総市総務部秘書広報課
TEL0470-33-1002・FAX0470-20-4591

定例記者会見

令和2年12月24日 開催

会見項目No. 1

避難行動要支援者名簿の見直しと 安否確認訓練の実施

市では、令和元年房総半島台風などの風水害の教訓を踏まえ、災害時の効果的な安否確認につなげるため、高齢者や障害者など避難時に他者からの支援を必要とする「避難行動要支援者名簿」の登録対象者の見直しを行いました。

見直しにあたり、新たに対象となる1,141人に、平常時から区長や民生委員などの地域の方々に情報提供することへの意向や状況を通知や電話、訪問などで確認しました。その結果、98.6%の方々の意向が確認でき、新規対象者の7割にあたる方々を掲載しました。

この方々を含めた新たな名簿は、平常時から要支援者の把握や見守りなどに地域で使用してもらうため、今年9月から配付しています。

11月8日には、富山地区において、各種団体（行政区や民生委員、赤十字奉仕団富山分団、消防団、市役所）が連携し、この名簿を使用した『安否確認訓練』が実施され、同地区では、地域の安全・安心の確保には、自助・共助による取り組みが大変重要であると認識し、各団体との連携や協働による災害連携の仕組みが構築されつつあります。

今回実施された訓練では、各団体から「様々な団体と協力して安否確認が素早くできた。」「要支援者との顔つなぎができた。」などの意見があり、要支援者からは、「避難所まで行けないので、安否確認をしてくれてありがたい。」「自助を基本に、避難行動の大切さを理解できた。」などの意見がよせられました。

災害時は誰しもが被災のリスクを持っています。台風などはある程度事前にその規模が予想できますので、まずは自助でどこまでできるか家族など身近な方々と話し合いを行い、ご近所の方々にも自分の状況を知らせるような日頃からの備えをお願いしたいと思います。

【参考情報】避難行動要支援者名簿チラシ、富山地区地域災害対応連携チラシ等

【問い合わせ】

＜避難行動要支援者名簿に関する＞

南房総市 保健福祉部 社会福祉課 社会福祉係 担当者：田村、佐藤

電話：0470-36-1151 F A X：0470-36-1133 e-mail アドレス：shakai@city.minamiboso.lg.jp

＜富山地区安否確認訓練に関する＞

南房総市 市民生活部 市民課 富山地域センター 担当者：杉田、能重

電話：0470-57-2511 F A X：0470-57-3002

避難行動要支援者名簿

についてお知らせします



市では、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき（以下、「災害発生時」）に、避難支援が必要と判断される方を掲載する避難行動要支援者名簿を作成しています。

昨年発生した令和元年房総半島台風等の教訓を踏まえ、この名簿の運用方法等をより実効性のあるものにするため、令和2年8月から次のとおり変更しました。

主 な 変 更 内 容

	変更前	変更後
対象者	① 75歳以上単身世帯 ② 75歳以上複数世帯 ③ 要介護3以上 ④ 身体障害者手帳1、2級を所持する方 ⑤ 療育手帳A又はAを所持する方 ⑥ 精神保健福祉手帳1級を所持する方 ⑦ 上記以外の方で、支援を必要とする方	① 65歳以上単身世帯かつ介護保険の介護度を持つ方 ② 65歳以上の高齢者のみ世帯かつ介護保険の介護度を持つ方 ③ 要介護3以上の方 ④ 身体障害者手帳を所持する次のアからクの方 ア 視覚障害1級、2級 イ 聴覚障害2級 ウ 上肢機能障害1、2級 エ 下肢機能障害1、2級 オ 体幹機能障害1、2級 カ 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害1、2級 キ 呼吸器機能障害1、3級 ク 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3、4級 ⑤ 療育手帳A又はA ⑥ 精神保健福祉手帳1級 ⑦ 自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員が支援の必要を認める方で、名簿の掲載を希望する方 ⑧ ①から⑦以外で災害発生時の避難行動に配慮が必要な方のうち、名簿掲載を希望する方
掲載者	上記①～⑦のうち、掲載に同意した方	● 上記①～⑥のうち、掲載に不同意の意思表示をしない方（市が同意を求めた場合において、本人の不同意の意思が明示されない場合は、本人が同意したと推定し、当該者を掲載） ● 上記⑦、⑧の掲載を希望する方

名簿掲載の方法

① 変更後⑥の方	既に現名簿に掲載されている方	申請は不要
	新規対象者	「同意書」または「不同意書」を提出
外上の記方	既に現名簿に掲載されている方	「申請書」（避難行動要支援者名簿登録申請書）を提出
	自ら掲載を希望する方	

個人情報の取扱い

個人情報については、南房総市個人情報保護条例等に基づき適切な管理を行います。

また、名簿を提供する際は、名簿提供者に対して取扱いについて説明します。

名簿の掲載内容

- (1) 氏名 (2) 生年月日
- (3) 性別 (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由（介護や障害の状況）
- (7) 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

名簿の提供先

- ☐ 行政区
- ☐ 民生委員・児童委員
- ☐ 自主防災組織
- ☐ 消防署 ☐ 警察署
- ☐ 社会福祉協議会
- ☐ その他市長が認めるもの

渡す時期

災害のない平常時

※ 平常時から名簿（平常時用名簿）を提供することで、地域での見守りや災害発生時の迅速な避難支援等に役立ちます。

災害時は「災害時用名簿（同意・不同意者全員掲載）」を避難支援に必要な限度で渡します。

◇名簿掲載のお知らせ◇

同意書、申請書の提出があった方、同意・不同意どちらの意思も明示しない方については、市から要支援者本人に平常時用名簿に掲載した旨お知らせします。
※ 不同意書の提出があった方には、不同意書を受理した旨お知らせします。

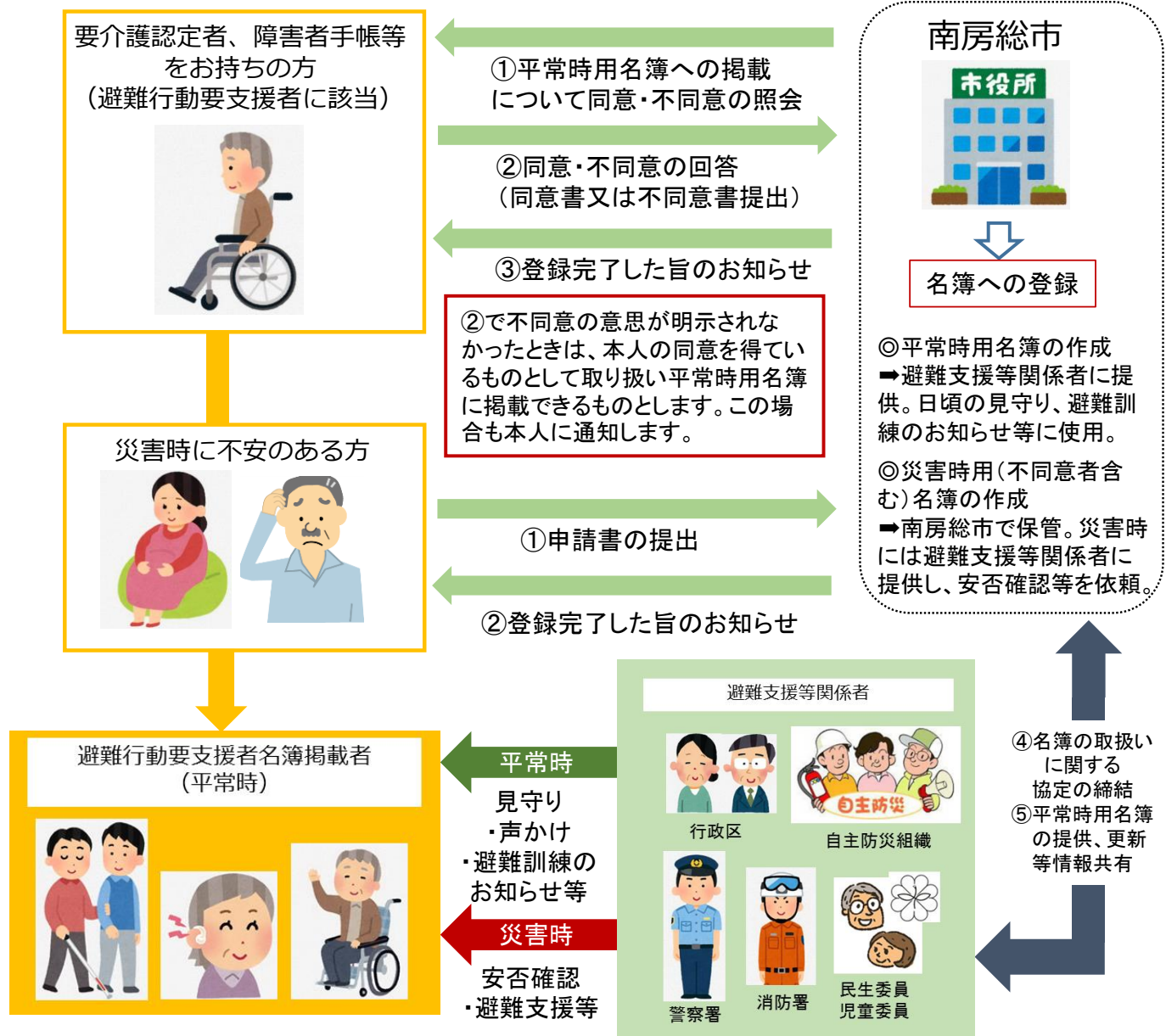
◇手続きが必要な場合◇

- 名簿掲載に同意したが、やはり不同意としたい場合
→ 不同意書を提出
- 入院、他市家族のところへ居住等で名簿対象でなくなった場合
→ 抹消届出書を提出
- 名簿の掲載内容に変更があった場合
→ 変更届出書を提出

各種申請書は、次の窓口で入手・提出できます。

- ・社会福祉課
- ・市民課
- ・朝夷行政センター
- ・各地域センター

避難行動要支援者への意思確認と避難支援等関係者との情報共有の流れ



避難行動要支援者名簿は、避難支援等関係者に名簿情報を提供することで、地域での助け合い（共助）によって、平常時の見守りや災害時の避難支援等に取り組むため、活用いただいているものです。

しかし、災害時は避難支援等関係者も被災者となるため、必ず支援してもらえないものでありません。まずは自分の身は自分で守る（自助）の意識を高め、日頃から行政区や隣近所の皆さんとの関わりを深めるような取り組みをお願いします。

富山地区地域災害対応連携 「安否確認について」

◆ 地域災害対応連携とは

地域災害対応連携とは、「災害による被害を出来るだけ小さくする取り組み」であり、特に必要とされるのは、災害発生時の人と人との「助け合い」になります。助け合いには3つあり、自分自身で自分の身を守る「自助」、家族や地域の人など身近な人同士で助け合う「共助」、行政や自治体がサポートを行う「公助」から成り立っています。このことを災害への備え「減災」と言います。

◆ 安否確認の目的

避難行動要支援者の自宅に被害がなく、無事であっても、要支援者を支援する介護者や保護者自身が被災し、負傷や高齢により発災時は支援が必要となることが想定されます。

そういった状況やライフラインの供給が止まるなどした場合、せっかく助かった避難行動要支援者であっても、その後の自力生存が困難となる恐れがあります。

そのため、安否が未確認の避難行動要支援者がいる場合には、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を行い、生命又は身体を災害から保護することを目的とします。

地域災害対応連携「安否確認について」

◆ 誰を（対象者）

今回（令和2年度）は「避難行動要支援者」を対象

◆ 誰が

行政区（自主防災組織）を中心に民生委員児童委員、赤十字奉仕団、消防団等

◆ どんな時に

災害対策本部から指示があったとき

※ライフラインの供給が止まった時に指示の可能性が高い

◆ いつ

自身等の安全、周辺の安全が確認出来たら

◆ どうやって

災害時避難行動要支援者名簿に基づいて、在宅避難者を安否確認する（※広域避難所や一時避難所に避難している方を除く）

◆ 報告は

区長がまとめて、現地対策本部に報告する

定例記者会見

令和2年12月24日 開催

会見項目No. 2

小向ダムの渇水に伴う事業者向け説明会を開催

今月22日（火）午後7時から和田コミュニティセンター3階市民ホールで、23日（水）午後3時から嶺南小学校体育館で、断水の可能性がある丸山地区、和田地区の商工事業者向けに説明会を開催しました。

説明会では小向ダム渇水の現状や対策のほか、事業者向けの支援制度、事業者用の給水所設置について説明し65名（22日35名、23日30名）の参加がありました。

主な説明内容は以下の4点です。

（１） 渇水の現状と対策について

- ・貯水率と断水の見通し
- ・小向ダムへの原水給水状況
- ・他エリアからの配管接続状況

（２） 渇水に伴う給付金制度について（詳細は別紙）

- ・断水の可能性による影響を受けた事業者に月額最大50万円

（３） 渇水対策工事費等補助金について（詳細は別紙）

- ・節水や断水対策として事業者が実施した工事費、機器購入代、レンタル代に対する補助金を月額最大10万円

（４） 断水時の給水所設置について

- ・事業者向け給水所を白浜地区に4か所設置
- ・給水所の水道料は無料

【参考情報】

【お問い合わせ】

南房総市商工観光部商工課商工振興係 担当者：金井

電話：00470-33-1092 FAX：0470-20-4230

e-mail アドレス：shoko@city.minamiboso.lg.jp

#

定例記者会見 令和2年12月24日 開催

会見項目No. 3

新型コロナウイルス対応中小企業向け給付金（第3弾・4弾）

これまで市では、コロナ禍における市内事業者の事業継続を支援するため、今年6月を第1弾、9月を第2弾として、2回にわたって給付金制度を実施してきました。しかしながら、新型コロナウイルスによる影響が拡大・長期化する中、市内事業者においては、依然として厳しい経営状況が続いています。そのため、事業者の経営を引き続ききめ細かく支援し、活力を創出することで、地域経済の活性化を図るため、給付金制度を今後2回にわたって実施します。

1 給付金は、今後、1月を第3弾、3月を第4弾として2回の交付を予定しており、

（1）第3弾は、最大で50万円を交付する給付金制度として、

- ・令和2年9月から11月までの3箇月間の売上げが、平成30年の同期間の売上と比較して、30パーセント以上減少した事業者を対象に、
- ・令和3年1月12日から2月26日までを申込受付期間として実施します。

（2）第4弾は、

- ・令和2年12月から令和3年2月までの3箇月間の売上げと、平成30年12月から平成31年2月までの3箇月間との売上げ比較による交付を予定しており、今後の経済情勢などを踏まえ、詳細を決定してまいります。
- ・令和3年3月1日から3月26日までを申込受付期間として実施する予定です。

2. 給付金制度の主な要件

- ・中小企業者（中小企業基本法に基づく法人又は個人）
※社会福祉法人、医療法人、NPO法人を含む ※農業、林業、漁業を除く
- ・市内に事業所を有する事業者
※市外に本社、本店等を有する事業者は市内に事業所及び市内雇用者を有すること。
- ・市税等の滞納がないこと
- ・現に事業を営み、今後も継続して同事業を継続する意思があることなど

3. 受付窓口 ※申請書類の提出は下記あてに、原則郵送でお願いします。

- ・南房総市内房商工会 南房総市富浦町原岡 918 電話：0470-33-2257
- ・南房総市朝夷商工会 南房総市千倉町瀬戸 2294 電話：0470-44-1331

4. その他

- ・交付要件の詳細については、商工課にお問い合わせください。

【参考情報】

【お問い合わせ】

南房総市商工観光部商工課商工振興係 担当者：押元

電話：00470-33-1092 FAX：0470-20-4230

e-mailアドレス：shoko@city.minamiboso.lg.jp